

長崎俵物 P R 業務仕様書 - 2

	項目	数量	単位	備考
1. 認知度向上				
(1) イベント				
	12/12～12/14長崎（おくんち広場）、12/6～12/7佐世保（新みなと暫定広場（佐世保市新港町）で開催する水産加工振興祭に、長崎俵物ブースを設置し、長崎俵物のPR及び試食・委託販売を行う。			
	フェア運営等	1	式	フェアの運営等（設営、運搬、撤去、販売・試食等 試食用の調理として、切る、焼く、温める等を行う。） 設営範囲については、各会場 2 ブース(1ブースあたり幅1.8m、奥行き2.0m)。内容は県との協議による。なお、2 ブース内に販売用の冷凍ショーケース 1 台、冷蔵ショーケース 1 台を設置すること。 設営とは別にブース出店等にかかる経費（出店料）は、長崎会場26,000円+佐世保20,000円以内（税別）とする。 俵業者からの委託販売とし、商品の選定については県が決定する。 選定された商品の保管、管理、運搬、販売、試食、返送、代金の受領、振込等を行うこと。なお、保管に際しては、必要に応じて冷凍ストッカー 1 台・冷蔵ストッカーを 1 台設置すること。また、販売に際しては、レジを設けること。 売上金額の 5 %は、各実行委員会（事務局：長崎県水産加工振興協会）へ手数料として納めること 売れ残った商品の返送にかかる費用は出品業者等が負担する 売上は出品業者に先述の手数料等（振込手数料を含む）を控除して、振り込むこと 調理に火気を使用する場合は、消火器を設置すること
	管理者、マネキン手配費	5	日	管理者 1 名及びマネキン 2 名以上の手配（各日各人 3 人× 5 日、1 日当たり 8 時間うち 1 時間休憩）
	試食費	1	式	試食（県が別途商品を発注）
	フライヤー	1,000	枚	基本事項（A4サイズ/両面/屋内用） フライヤーの内容については次のとおりとする。 ・長崎俵物のPR及び各俵物認定事業者の情報を網羅したものとすること。 ・複数年使用可能なものとすること。 ・著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとすること。 ・校正は 1 回以上を前提としてデザインについては、複数案提案し、県と協議の上決定すること（必要に応じて修正等あり）。
(2) メディアを活用したPR				
	テレビ放送	1	式	・情報番組での放送（長崎俵物認定業者の中から 1 回につき 1 社以上現地取材し、編集等する費用を含む） 告知のみの番組を除く ・2 回（本）放送 各回 5 分以上 ・放送するテレビ局は長崎県内の民放局から選ぶ ・放送時間は平日は17時～19時、休日は10時～15時の時間帯 ・放送時期・内容等について、委託者と協議の上決定する
(3) 一般管理費				